

青森県報

第三千八百八十三号

平成二十二年
一月八日
(金曜日)

目次

告 示

身体障害者福祉法による医師の指定
保安林の指定……………(障害福祉課) ……一
……………(林政課) ……一

公 告

都市計画事業の変更認可……………(都市計画課) ……二
開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二
建設業者の許可の取消し……………(上北地域局) ……二
……………(下北地域局) ……三
右 同……………(下北地域局) ……三
出先機関……………(下北地域局) ……三

土地改良区の役員の退任……………(上北地域局) ……三

公 安 委 員 会

駐車監視員資格者講習の実施……………(交通指導課) ……三
職員の分限免職処分公告……………(警務課) ……四

告

示

青森県告示第三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	年 指 月 日 定
	名 称	所 在 地		
加藤 祐司	八戸平和病院	八戸市湊高台二丁目四の六	泌尿器科(じん臓機能障害) ぼうこう臓機能障害)	平成三二・一
佐々木真吾	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	循環器呼吸器腎臓内科(心臓機能障害)	"
榎熊 拓未	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	循環器呼吸器腎臓内科(心臓機能障害)	"

青森県告示第四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
青森市大字鶴ヶ坂字早稲田三九の七五・三九の三六五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林指定の目的

水源のかん養
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、平成二十一年十二月二十五日東北地方整備局告示第百七十号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業（三・四・二号西滝新城線他一線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

平成二十年東北地方整備局告示第四十七号の事業地である青森県青森市大字石江字江渡地内において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市東二十一番町一六の六九及び一六の一三三二六から一六の一三三二六まで	十和田市東二十三番町一の不動態マップ有株式会社

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社テーケー

二 代表者の氏名 金濱 智哉

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附三二六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一六一一六号

五 取消年月日 平成二十一年十二月四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、板金、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社家政商店
- 二 代表者の氏名 家政 みつ
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡風間浦村大字易国間字易国間六八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一 九一二号
- 五 取消年月日 平成二十一年十一月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、建築、大工、とび・土工、電気、管、ほ装、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年一月八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員の内任の区別	氏 名	住 所	内任の年月日
理事	佐々木 勉	三沢市大字三沢字大津五八の二二六	平成二・二・三

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により公示する。

平成二十二年一月八日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

- 一 講習等の期日
 - 1 講習
 - 平成二十二年二月八日（月）及び同月九日（火）午前八時五十分から午後五時三十分まで
 - 2 修了考査
 - （受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時四十五分まで）
 - 平成二十二年二月十五日（月）午前九時から午前十時まで
 - （受付時間 午前八時三十分から午前八時四十五分まで）
 - 二 講習等の場所
 - 青森市大字三内字丸山一九八の四
 - 青森県運転免許センター
 - 三 受講定員
 - 三十名程度（申込み先着順で、定員になり次第申込みの受付を終了する。）

四 受講申込方法等

1 申込期間

平成二十二年二月一日(月)から同月五日(金)まで
(受付時間 午前九時から午後四時まで)

2 申込場所(問い合わせ先)

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部交通部 交通指導課指導取締係

電話〇一七 七二三 四二一一 内線五一三三四

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の二の申込場所に直接持参して申し込むこと。

(一) 駐車監視員資格者講習申込書(交通指導課で受領すること。)

(二) 講習手数料一万九千円(青森県収入証紙で納付すること。)

4 その他

講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を提示すること。

平成二十二年一月八日

青森県警察本部長 石川 威 一 郎

青森県警察本部公告

次の者に対する分限処分書については、青森県警察職員分限取扱規程第十六条第三項の規定により、次のとおり分限処分の内容を公告する。

記

官 職 青森県巡査 氏 名 田 村 信 行

地方公務員法第二十八条第一項第一号及び第三号の規定により免職する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭